

ASIA FOCUS NEWSLETTER

Newsletter

November 2024

Asia Focus Newsletter 2024 年 11 月版

はじめに

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

今月号より、各記事の日本語サマリーを加えました。ご関心のある記事へのナビゲーションとなれば幸いです。

各見出しをクリックし、詳細な英語版をご覧ください。

オーストラリア：M&A 改革法改正案 (2024/10/17)

2024 年 10 月 10 日、連邦政府は議会に「2024 年 M&A 改革法改正案」を提出した。この法案は、2010 年競争・消費者法を改正し、従来の任意的な制度に代え、強制的な合併管理制度を導入するものである。

オーストラリア：サイバーセキュリティ包括立法案 (2024/10/21)

オーストラリア政府は 2023 年に 2023 年から 2030 年オーストラリアサイバーセキュリティ戦略を発表した。2024 年 10 月 9 日には、サイバーセキュリティ包括立法案が議会に提出された。この包括案にはランサムウェアやサイバー恐喝の支払いに関する報告義務の確立などが含まれ、グローバル基準にあわせることを目的としている。

中国：法定定年年齢の段階的引き上げ (2024/10/9)

中国政府は、2025 年 1 月 1 日から法定退職年齢を段階的に引き上げることを決定した。男性は 63 歳、管理職や技術職の女性は 58 歳、一般職の女性は 55 歳まで引き上げられる。また、年金受給資格を得るための最低加入期間も 2030 年から毎年 6 か月ずつ延長され、最終的には 20 年になる。

シンガポール：マネーロンダリング防止等に関する法律 (2024/10/1)

2024 年 8 月 6 日に「2024 年マネーロンダリング防止等に関する法律」が可決され、同年 8 月 26 日にシンガポール大統領が承認した。この法は、シンガポールのマネーロンダリング防止体制を強化し、特に法執行機関の能力を向上させることを目的としている。

本ニュースレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄
パートナー
+81 3 6271 9517
masao.katsuyama@bakermckenzie.com

竹中 陽輔
パートナー
+81 3 6271 9548
yosuke.takenaka@bakermckenzie.com

富本 聖仁
パートナー
+81 3 6271 9710
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com

松丸 知津
カウンセラー
+81 3 6271 9747
chizu.matsumaru@bakermckenzie.com

和田 卓也
カウンセラー
+81 3 6271 9716
takuya.wada@bakermckenzie.com

佐々木 里莉
アソシエイト
+81 3 6271 9759
riri.sasaki@bakermckenzie.com

植原 涼
アソシエイト
+81 3 6271 9476
ryo.uehara@bakermckenzie.com

シンガポール：2024年12月16日より導入される「共同責任」の枠組み
(2024/10/28)

金融管理局及び情報通信メディア開発庁により、金融機関と通信事業者にフィッシング詐欺を抑制する義務が割り当てられる「共同責任フレームワーク（SRF）」の2024年12月16日付施行令が発表された。

シンガポール：医薬品原薬製造業者向け、適正製造基準遵守に関する当局ガイダンスの更新 (2024/10/28)

保健科学庁（HSA）は、2024年10月1日より、化学医薬品原薬製造業者による適正製造基準（GMP）準拠の証拠の提出が義務化されたことを受け、ガイダンスを更新した。

シンガポール：CSAによるAIセキュリティに関するガイドラインの正式発表
(2024/10/29)

サイバーセキュリティ庁（CSA）は、AIに関連するサイバーセキュリティリスクに対処するため、システムオーナーがAIのライフサイクル全体を通じてAIを安全に保つことを支援することを目的とする「AIシステムのセキュリティ確保に関するガイドライン」を正式に発表した。

タイ：投資サービス提供に係る外国事業者向けガイドラインを公表 (2024/10/11)

2024年9月18日、証券取引委員会は、タイの投資家に投資サービスを提供する外国事業者向けの初の公式ガイドラインを発表した。このガイドラインは、タイでの事業に関する手続きを簡略化し、タイを金融ハブにするという国の目標を支援することを目的としている。

ベトナム：ベトナムの電力プロジェクトに関する新入札要件：政令第115号
(2024/10/7)

ベトナム政府は、土地利用投資プロジェクトの投資家選定に関する入札法の規定を具体化するために政令第115号を採択し、同政令は2024年9月16日から施行された。この政令は、再生可能エネルギープロジェクトや天然ガス/LNG発電プロジェクトの投資家選定に関する新しい入札要件を導入するものであり、ベトナムの電力セクターの将来の発展に影響を与える可能性がある。

ベトナム：デジタルプラットフォームに関する政令の公布 (2024/10/25)

2024年10月23日、ベトナム政府は、電子商取引を促進する情報システム、大型／超大型の中間デジタルプラットフォームの所有者の責任、情報システムのネットワーク信頼性基準等について規定する政令137/2024/ND-CPを公布した。

ベトナム：自家発電・自家消費型の屋上太陽光発電の開発を促進する新たな仕組みを導入する政令 (2024/10/31)

2024年10月22日、ベトナム政府は、自家発電・自家消費型屋上太陽光発電（RTS）の推進を目的とし、電力消費者が自家消費用のRTS発電システムを自己所有することを可能とする政令135/2024/ND-CPを公布した。



編集後記

今月号担当の松丸、和田、佐々木、植原です。

今回は、オーストラリアではサイバーセキュリティ包括立法案の提出、シンガポールでは金融機関と通信事業者にフィッシング詐欺を抑制する義務を課すSRFの制定、及びAIシステムのセキュリティ確保に関するガイドラインの公表、ベトナムではデジタルプラットフォーム所有者の責任が規定されるなど、各国のサイバーセキュリティ・倫理に対する関心が高まっていることを感じさせます。

これらの分野における法令は、性質上（下位法令を含め）頻繁な改正があり得るため、各国で関連する事業を行う場合には最新のアップデートを踏まえた対応を行う必要があります。



松丸



和田



佐々木



植原